

認 定 第 8 号

令和3年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和3年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和3年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）